

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
目次	<p>(2) 建築工事編..... 61</p> <p>11. 参考資料</p> <p>[資料1] 神奈川県公共工事標準請負契約約款 (抜粋)</p> <p>[資料2] 神奈川県土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 (抜粋)</p> <p>[資料3] 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 1章 各章共通事項 1節共通事項 (抜粋)</p> <p>[資料4] 設計図書の照査項目及び内容 (参考例)</p>	<p>(2) 建築工事編..... 61</p> <p>11. 参考資料</p> <p>[資料1] 神奈川県公共工事標準請負契約約款 (全文)</p> <p>[資料2] 神奈川県土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 (抜粋)</p> <p>(新設)</p> <p>[資料3] 設計図書の照査項目及び内容 (参考例)</p>
P1	<p>1. 用語の定義 (設計図書とは)</p> <p>発注者及び受注者は、契約約款を含む契約書に基づき、「設計図書」に従って、締結した契約を履行しなければなりません。</p> <p>ここでいう「設計図書」とは、契約約款第1条では「別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう」と規定されています。</p> <p>また、土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-1-2では「工事数量総括表」、更に、現場説明書の、C. 施工条件により「施工条件明示書」が規定されています。</p> <p style="text-align: center;">～～～ 中 略 ～～～</p>	<p>1. 用語の定義 (設計図書とは)</p> <p>発注者及び受注者は、契約約款を含む契約書に基づき、「設計図書」に従って、締結した契約を履行しなければなりません。</p> <p>ここでいう「設計図書」とは、契約約款第1条では「別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう」と規定されています。</p> <p>また、土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-2では「工事数量総括表」、更に、現場説明書の、C. 施工条件により「施工条件明示書」が規定されています。</p> <p style="text-align: center;">～～～ 中 略 ～～～</p>

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P2	<p>設計変更の手続きフロー</p> <p>発注者</p> <p>受注者</p> <p>「設計変更の対象となる事項」の①～⑤ (P6 参照) に該当する事実を発見</p> <p>【第18条第2項】</p> <p>監督員：調査の実施 受注者：立会い</p> <p>監督員に通知し確認を請求</p> <p>【第18条第1項】</p> <p>調査結果のとりまとめ</p> <p>意見</p> <p>～～～ 中 略 ～～～</p> <p>内容変更・変更根拠の明確化、変更図面、変更数量総括表等の変更設計図書の作成</p> <p>必要があるときは、工期若しくは請負代金額の変更</p> <p>【第18条第5項】</p> <p>協議：工期の変更 請負代金の変更</p> <p>【第24条、第25条】</p> <p>(※) 訂正：契約約款第18条第1項第1号から3号に該当する場合 変更：契約約款第18条第1項第4号、5号に該当する場合 ※ なお、契約変更については、設計変更事務処理要領に基づき「工事等内容変更指示書」により変更内容を指示し、全体数量が確定した後に行うことがある。</p>	<p>設計変更の手続きフロー</p> <p>発注者</p> <p>受注者</p> <p>「設計変更の対象となる事項」の①～⑤ (P6 参照) に該当する事実を発見</p> <p>【第18条第2項】</p> <p>監督員：調査の実施 受注者：立会い</p> <p>監督員に通知し確認を請求</p> <p>【第18条第1項】</p> <p>調査結果のとりまとめ</p> <p>意見</p> <p>～～～ 中 略 ～～～</p> <p>内容変更・変更根拠の明確化、変更図面、変更数量総括表等の変更設計図書の作成</p> <p>必要があるときは、工期若しくは請負代金額の変更</p> <p>【第18条第5項】</p> <p>協議：工期の変更 請負代金の変更</p> <p>【第24条、第24条】</p> <p>(※) 訂正：契約約款第18条第1項第1号から3号に該当する場合 変更：契約約款第18条第1項第4号、5号に該当する場合 ※ なお、契約変更については、設計変更事務処理要領に基づき「工事等内容変更指示書」により変更内容を指示し、全体数量が確定した後に行うことがある。</p>

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P3	<p>4. 発注者・受注者の留意事項</p> <p>(1) 発注者の留意事項</p> <p>請負工事の施工は設計図書に従って実施されるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は、受注者に対して書面により指示を行わなければなりません。</p> <p>また、工事目的と関係のない工種の追加や、別の工事で施工すべき工種の追加を受注者に対して指示する権限はありません。これらは全て協議によることとなります。</p> <p>適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面で行う。 (契約約款第1条第5項) ■ 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行う。 (契約約款第18条第2項) ■ 設計変更後の請負金額や工期は、受注者と協議のうえ決定する。 (契約約款第24条, 第25条) ■ 工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。 ■ 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の設計変更を行う際に関連するその他の工事についても設計変更に係る事由が発生する可能性があるため、その他の工事の設計変更について併せて検討する。 <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p>	<p>4. 発注者・受注者の留意事項</p> <p>(1) 発注者の留意事項</p> <p>請負工事の施工は設計図書に従って実施されるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は、受注者に対して書面により指示を行わなければなりません。</p> <p>また、工事目的と関係のない工種の追加や、別の工事で施工すべき工種の追加を受注者に対して指示する権限はありません。これらは全て協議によることとなります。</p> <p>適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面で行う。 (契約約款第1条第5項) ■ 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行う。 (契約約款第18条第2項) ■ 設計変更後の請負金額や工期は、受注者と協議のうえ決定する。 (契約約款第23条, 第24条) ■ 工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。 ■ 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の設計変更を行う際に関連するその他の工事についても設計変更に係る事由が発生する可能性があるため、その他の工事の設計変更について併せて検討する。 <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p>

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P4	<p>5. 設計図書の照査</p> <p>(1) 土木工事の取扱い</p> <p>1) 設計図書の照査とは</p> <p>「設計図書の照査」とは、発注者から受領した設計図書の内容に沿って工事を実施した場合に、そのままでは工事の目的を達成できないような不備、問題点が無いか確認することです。</p> <p>具体的には、土木工事共通仕様書（1-1-1-3「設計図書の照査等」）に規定されており、受注者が施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する設計図書の問題点の存在の有無を確認することです。</p> <p>2) 照査の結果により問題点が見つかった場合</p> <p>受注者は、当初設計等に対して契約約款第18条第1項に該当する事実が発見された場合、速やかに監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとします。また受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければなりません。</p> <p>また、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としません。</p> <p>3) 設計図書の照査項目及び主な内容</p> <p>受注者が行うべき設計照査の主な内容について、具体的な参考例を巻末【資料4】に示しています。</p> <p>設計図書の照査によって、次項に示すような計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合は、発注者の責任において発注者の費用負担の基に行うものとなります。</p> <p>4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの</p> <p>受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、次頁のものなどが想定されます。</p>	<p>5. 設計図書の照査</p> <p>(1) 土木工事の取扱い</p> <p>1) 設計図書の照査とは</p> <p>「設計図書の照査」とは、発注者から受領した設計図書の内容に沿って工事を実施した場合に、そのままでは工事の目的を達成できないような不備、問題点が無いか確認することです。</p> <p>具体的には、土木工事共通仕様書（1-1-3「設計図書の照査等」）に規定されており、受注者が施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する設計図書の問題点の存在の有無を確認することです。</p> <p>2) 照査の結果により問題点が見つかった場合</p> <p>受注者は、当初設計等に対して契約約款第18条第1項に該当する事実が発見された場合、速やかに監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとします。また受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければなりません。</p> <p>また、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としません。</p> <p>3) 設計図書の照査項目及び主な内容</p> <p>受注者が行うべき設計照査の主な内容について、具体的な参考例を巻末【資料3】に示しています。</p> <p>設計図書の照査によって、次項に示すような計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合は、発注者の責任において発注者の費用負担の基に行うものとなります。</p> <p>4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの</p> <p>受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、次頁のものなどが想定されます。</p>

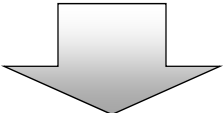
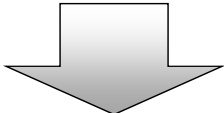
設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧																								
P5	<p>設計照査の範囲を超えるもの</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="430 443 537 533">①</td> <td data-bbox="537 443 1546 533">現地測量の結果、横断図全てを新たに作成し直す必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="430 533 537 623">②</td> <td data-bbox="537 533 1546 623">施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴い、横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="430 623 537 714">③</td> <td data-bbox="537 623 1546 714">現地測量の結果、排水路計画を新たに策定し直す必要があるもの。または土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="430 714 537 804">④</td> <td data-bbox="537 714 1546 804">構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="430 804 537 894">⑤</td> <td data-bbox="537 804 1546 894">構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="430 894 537 984">⑥</td> <td data-bbox="537 894 1546 984">現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">～～～ 中 略 ～～～</p> <p>（2）建築工事の取扱い</p> <p>建築物等を建築、改修する工事（以下「建築工事」という。）においては、受注者は、設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議することとなっています。</p> <p>建築工事における「監督職員と協議」とは、公共建築工事標準仕様書（1章1節1.1.2用語の定義(4)）では、「協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すこと」と規定されています。具体的には、公共建築工事標準仕様書（1.1.8「疑義に対する協議等」）に規定されているとおりです。</p> <p>協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合は、契約約款第18条の規定によります。</p>	①	現地測量の結果、横断図全てを新たに作成し直す必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。	②	施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴い、横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。	③	現地測量の結果、排水路計画を新たに策定し直す必要があるもの。または土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。	④	構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。	⑤	構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。	⑥	現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）	<p>設計照査の範囲を超えるもの</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1647 443 1754 533">①</td> <td data-bbox="1754 443 2763 533">現地測量の結果、横断図全てを新たに作成し直す必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1647 533 1754 623">②</td> <td data-bbox="1754 533 2763 623">施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴い、横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1647 623 1754 714">③</td> <td data-bbox="1754 623 2763 714">現地測量の結果、排水路計画を新たに策定し直す必要があるもの。または土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1647 714 1754 804">④</td> <td data-bbox="1754 714 2763 804">構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1647 804 1754 894">⑤</td> <td data-bbox="1754 804 2763 894">構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1647 894 1754 984">⑥</td> <td data-bbox="1754 894 2763 984">現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">～～～ 中 略 ～～～</p> <p>（2）建築工事の取扱い</p> <p>建築物等を建築、改修する工事（以下「建築工事」という。）においては、受注者は、設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議することとなっています。</p> <p>建築工事における「監督職員と協議」とは、公共建築工事標準仕様書（1章1節1.1.2用語の定義(5)）では、「協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すこと」と規定されています。具体的には、公共建築工事標準仕様書（1.1.8「疑義に対する協議等」）に規定されているとおりです。</p> <p>協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合は、契約約款第18条の規定によります。</p>	①	現地測量の結果、横断図全てを新たに作成し直す必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。	②	施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴い、横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。	③	現地測量の結果、排水路計画を新たに策定し直す必要があるもの。または土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。	④	構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。	⑤	構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。	⑥	現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）
①	現地測量の結果、横断図全てを新たに作成し直す必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。																									
②	施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴い、横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。																									
③	現地測量の結果、排水路計画を新たに策定し直す必要があるもの。または土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。																									
④	構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。																									
⑤	構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。																									
⑥	現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）																									
①	現地測量の結果、横断図全てを新たに作成し直す必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。																									
②	施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴い、横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。																									
③	現地測量の結果、排水路計画を新たに策定し直す必要があるもの。または土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。																									
④	構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。																									
⑤	構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。																									
⑥	現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）																									

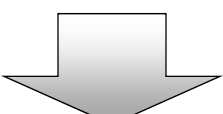
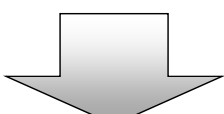
設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧																														
P6	<p>6. 設計変更の対象となるケース</p> <p>契約約款において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は、契約約款第18条（条件変更等）に、発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更は、契約約款第19条（設計図書の変更）に、また受注者の責によらない事由による工事の一時中止については、契約約款第20条（工事の中止）で規定しています。</p> <p>このことから、設計変更の対象となる主な事項は下表のとおりです。</p> <p>設計変更の対象となる事項</p> <table border="1" data-bbox="368 804 1546 1037"> <thead> <tr> <th>設計変更の対象事項</th> <th>契約約款</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 図面と仕様書等が一致しない</td> <td>第18条第1項第1号</td> <td>P.7</td> </tr> <tr> <td>② 設計図書に誤謬または脱漏がある</td> <td>第18条第1項第2号</td> <td>P.8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <table border="1" data-bbox="368 1247 1546 1459"> <tbody> <tr> <td>⑥ 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更</td> <td>第19条</td> <td>P.12</td> </tr> <tr> <td>⑦ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止</td> <td>第20条</td> <td>P.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外にも契約約款では、支給材料及び貸与品（第15条）、設計図書に不適合な場合の措置等（第17条）、また契約額が1.5億円以上5億円未満の工事において適用される、契約後VE（第64条（適用時のみ））などにおいて、設計変更する場合があります。</p> <p>しかし、上表にあてはまる場合であっても、設計変更の基本的な考え方の範囲を越える場合は、設計変更により対応することはできません。</p> <p>また、発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経ない場合も、設計変更により対応することはできません。</p>	設計変更の対象事項	契約約款	具体例	① 図面と仕様書等が一致しない	第18条第1項第1号	P.7	② 設計図書に誤謬または脱漏がある	第18条第1項第2号	P.8	⑥ 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	第19条	P.12	⑦ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	第20条	P.13	<p>6. 設計変更の対象となるケース</p> <p>契約約款において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は、契約約款第18条（条件変更等）に、発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更は、契約約款第19条（設計図書の変更）に、また受注者の責によらない事由による工事の一時中止については、契約約款第20条（工事の中止）で規定しています。</p> <p>このことから、設計変更の対象となる主な事項は下表のとおりです。</p> <p>設計変更の対象となる事項</p> <table border="1" data-bbox="1587 804 2766 1037"> <thead> <tr> <th>設計変更の対象事項</th> <th>契約約款</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 図面と仕様書等が一致しない</td> <td>第18条第1項第1号</td> <td>P.7</td> </tr> <tr> <td>② 設計図書に誤謬または脱漏がある</td> <td>第18条第1項第2号</td> <td>P.8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <table border="1" data-bbox="1587 1247 2766 1459"> <tbody> <tr> <td>⑥ 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更</td> <td>第19条</td> <td>P.12</td> </tr> <tr> <td>⑦ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止</td> <td>第20条</td> <td>P.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外にも契約約款では、支給材料及び貸与品（第15条）、設計図書に不適合な場合の措置等（第17条）、また契約額が1.5億円以上5億円未満の工事において適用される、契約後VE（第57条（適用時のみ））などにおいて、設計変更する場合があります。</p> <p>しかし、上表にあてはまる場合であっても、設計変更の基本的な考え方の範囲を越える場合は、設計変更により対応することはできません。</p> <p>また、発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経ない場合も、設計変更により対応することはできません。</p>	設計変更の対象事項	契約約款	具体例	① 図面と仕様書等が一致しない	第18条第1項第1号	P.7	② 設計図書に誤謬または脱漏がある	第18条第1項第2号	P.8	⑥ 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	第19条	P.12	⑦ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	第20条	P.13
設計変更の対象事項	契約約款	具体例																														
① 図面と仕様書等が一致しない	第18条第1項第1号	P.7																														
② 設計図書に誤謬または脱漏がある	第18条第1項第2号	P.8																														
⑥ 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	第19条	P.12																														
⑦ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	第20条	P.13																														
設計変更の対象事項	契約約款	具体例																														
① 図面と仕様書等が一致しない	第18条第1項第1号	P.7																														
② 設計図書に誤謬または脱漏がある	第18条第1項第2号	P.8																														
⑥ 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	第19条	P.12																														
⑦ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	第20条	P.13																														

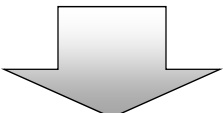
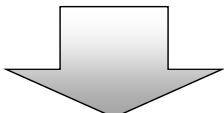
設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P7	<p>(1) 図面と仕様書等が一致しない</p> <p>受注者は、図面と仕様書等が一致しない場合、監督員に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求します。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 図面と仕様書等の材料寸法，数量等の記載が一致しない場合 ◆ 平面図と断面図の寸法，材料名，仕様等の記載が一致しない場合等 <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>(発注者)</p> <p>第4項，第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正または変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px auto;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>受注者及び発注者は第24条，第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div>	<p>(1) 図面と仕様書等が一致しない</p> <p>受注者は、図面と仕様書等が一致しない場合、監督員に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求します。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 図面と仕様書等の材料寸法，数量等の記載が一致しない場合 ◆ 平面図と断面図の寸法，材料名，仕様等の記載が一致しない場合等 <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>(発注者)</p> <p>第4項，第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正または変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px auto;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>受注者及び発注者は第23条，第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div>

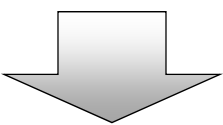
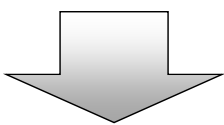
設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P8	<p>(2) 設計図書に誤謬(ごびゅう)または脱漏(だつろう)がある</p> <p>受注者は信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、対して発注者は、それが本当に誤っている場合には、設計図書を訂正する必要があります。また、設計図書に誤謬または脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して誤謬または脱漏部分を訂正してもらう必要があります。</p> <p>発注者は、平成4年3月11日付け検指第213号「施工条件明示の実施について」の通知及び「土木・建築工事執行(積算)に関するマニュアル(平成17年7月1日適用)」に基づいて、設計図書の中で条件を適切に明記する必要があります。</p> <p style="text-align: center;">～～～ 中 略 ～～～</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>(発注者) 第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正または変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px auto;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div>	<p>(2) 設計図書に誤謬(ごびゅう)または脱漏(だつろう)がある</p> <p>受注者は信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、対して発注者は、それが本当に誤っている場合には、設計図書を訂正する必要があります。また、設計図書に誤謬または脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して誤謬または脱漏部分を訂正してもらう必要があります。</p> <p>発注者は、平成4年3月11日付け検指第213号「施工条件明示の実施について」の通知及び「土木・建築工事執行(積算)に関するマニュアル(平成17年7月1日適用)」に基づいて、設計図書の中で条件を適切に明記する必要があります。</p> <p style="text-align: center;">～～～ 中 略 ～～～</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>(発注者) 第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正または変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px auto;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div>

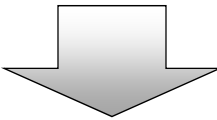
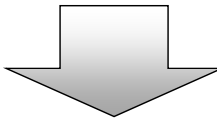
設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P9	<p>(3) 設計図書の表示が明確でない</p> <p>設計図書の表示が明確でないとは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことです。 この場合においても、受注者が勝手に判断して施工することは不適當となります。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確。 ◆ 水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない。 <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(発注者) 第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正または変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div>	<p>(3) 設計図書の表示が明確でない</p> <p>設計図書の表示が明確でないとは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことです。 この場合においても、受注者が勝手に判断して施工することは不適當となります。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確。 ◆ 水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない。 <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(発注者) 第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正または変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div>

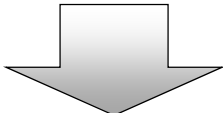
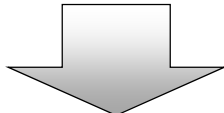
設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P10	<p>(4) 設計図書に示された(自然的または人為的な)施工条件と実際の工事現場が一致しない</p> <p>自然的条件とは例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無や量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無などをいいます。</p> <p>また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、工事に関係する法令等が挙げられます。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。 ◆ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない。 ◆ 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置人数等が規制図と一致しない。 ◆ 設計図書に明示されたアスベスト含有建材と現場条件が一致しない。 ◆ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない。 <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>(発注者) 第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正または変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px auto;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div>	<p>(4) 設計図書に示された(自然的または人為的な)施工条件と実際の工事現場が一致しない</p> <p>自然的条件とは例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無や量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無などをいいます。</p> <p>また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、工事に関係する法令等が挙げられます。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。 ◆ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない。 ◆ 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置人数等が規制図と一致しない。 ◆ 設計図書に明示されたアスベスト含有建材と現場条件が一致しない。 ◆ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない。 <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>(発注者) 第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正または変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px auto;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div>

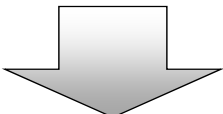
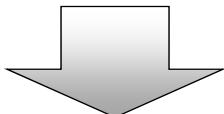
設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P11	<p>(5) 予期することの出来ない特別な状態が生じた</p> <p>設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたことをいいます。</p> <p>設計図書に施工条件として明示されていないが、工事実施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求します。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合 ◆ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合 ◆ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等 <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>(発注者) 第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正または変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px auto;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div>	<p>(5) 予期することの出来ない特別な状態が生じた</p> <p>設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたことをいいます。</p> <p>設計図書に施工条件として明示されていないが、工事実施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求します。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合 ◆ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合 ◆ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等 <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>(発注者) 第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正または変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px auto;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div>

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P12	<p>(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更</p> <p>発注者は、住民要望や周辺環境等の与条件を検討した上で、工事を発注していますが、工事着手までの状況変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができます。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合 ◆ 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合 ◆ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合 ◆ 施設の維持管理または利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等 <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(発注者) 契約約款第 19 条（設計図書の変更）に基づき、必要があると認めるときは設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>受注者及び発注者は第 24 条，第 25 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div>	<p>(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更</p> <p>発注者は、住民要望や周辺環境等の与条件を検討した上で、工事を発注していますが、工事着手までの状況変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができます。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合 ◆ 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合 ◆ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合 ◆ 施設の維持管理または利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等 <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(発注者) 契約約款第 19 条（設計図書の変更）に基づき、必要があると認めるときは設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>受注者及び発注者は第 23 条，第 24 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める</p> </div>

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P13	<p>(7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止</p> <p>受注者の責めに帰することができない事由により、工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の施工の一時中止を命じなければなりません。</p> <p>また、工事を一時中止したことにより、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持しておく必要が生じたり、労働者、建設機械器具等を保持するための費用が生じるなど、工事の施工の一時中止に伴う増加費用が発生した場合は、発注者が工期、請負代金額を変更して、必要な費用を負担しなければなりません。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事用地が確保できる前提で発注したが、建物の除却が間に合わなくなった。 ◆ 豪雨により現場への進入路の法面が崩落し、乗り込みが出来なくなった。 ◆ 工事着手直前に、地元から一部の計画の見直し要望が提出され、検討に要する期間が必要になった。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(発注者) 発注者は、契約約款第 20 条に基づき、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>発注者は、同 3 項の規定により、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、必要な費用を負担しなければならない。</p> </div> <p style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 2px;">※ 詳細は「工事一時中止に係るガイドライン」を参照。</p>	<p>(7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止</p> <p>受注者の責めに帰することができない事由により、工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の施工の一時中止を命じなければなりません。</p> <p>また、工事を一時中止したことにより、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持しておく必要が生じたり、労働者、建設機械器具等を保持するための費用が生じるなど、工事の施工の一時中止に伴う増加費用が発生した場合は、発注者が工期、請負代金額を変更して、必要な費用を負担しなければなりません。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事用地が確保できる前提で発注したが、建物の除却が間に合わなくなった。 ◆ 豪雨により現場への進入路の法面が崩落し、乗り込みが出来なくなった。 ◆ 工事着手直前に、地元から一部の計画の見直し要望が提出され、検討に要する期間が必要になった。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(発注者) 発注者は、契約約款第 20 条に基づき、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>発注者は、同 3 項の規定により、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、必要な費用を負担しなければならない。</p> </div> <p style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 2px;">(新設)</p>



設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P14	<p>7. 設計変更の対象とならないケース</p> <p>下記の場合においては、原則として設計変更できません。（ただし契約約款第27条（臨機の措置）での対応の場合は除く）</p> <p>① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合</p> <p>（受注者は、契約約款第18条第1項により設計図書と工事現場の不一致，条件明示の無い事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面（工事記録等）により監督員に提出し、確認を求める必要がある。）</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p> <p>（ここでいう承諾とは、受注者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致，条件明示の無い事項等の場合は契約約款第18条による確認をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。）</p> <p>④ 神奈川県公共工事標準請負契約約款・土木工事共通仕様書・公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合（契約約款第18条～25条、共通仕様書1-1-14～1-1-16、標準仕様書 1.1.8～1.1.10）</p> <p>（発注者及び受注者は、通知・協議・指示・確認など、所定の手続を経て契約変更に至る必要がある。）</p> <p>⑤ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合（共通仕様書1-1-22、標準仕様書 1.1.2）</p> <p>（発注者は速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は書面による指示・協議等の回答を得て施工する。）</p>	<p>7. 設計変更の対象とならないケース</p> <p>下記の場合においては、原則として設計変更できません。（ただし契約約款第26条（臨機の措置）での対応の場合は除く）</p> <p>① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合</p> <p>（受注者は、契約約款第18条第1項により設計図書と工事現場の不一致，条件明示の無い事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面（工事記録等）により監督員に提出し、確認を求める必要がある。）</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p> <p>（ここでいう承諾とは、受注者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致，条件明示の無い事項等の場合は契約約款第18条による確認をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。）</p> <p>④ 神奈川県公共工事標準請負契約約款・土木工事共通仕様書・公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合（契約約款第18条～24条、共通仕様書1-1-15～1-1-17、標準仕様書 1.1.8～1.1.10）</p> <p>（発注者及び受注者は、通知・協議・指示・確認など、所定の手続を経て契約変更に至る必要がある。）</p> <p>⑤ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合（共通仕様書1-1-24、標準仕様書 1.1.2）</p> <p>（発注者は速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は書面による指示・協議等の回答を得て施工する。）</p>

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P23	<p>(1) - 1 設計図書の不一致に関する事例</p> <p>【変更事例】 受注者の工事着手前における設計図書の照査段階において、構造一般図に防護柵が明示されていたが、その詳細図がなく、工事数量総括表にも数量・規格が計上されていないことが明らかとなった。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>Point 受注者における工事着手前の設計図書の照査が有効となった事例であり、積算段階での発注者の数量計算書から工事数量総括表への転記ミスが原因と考えられる。 なお、条件明示については、特記仕様書、図面等での明示も可能であるが、本事例に関連して、工事数量総括表に明示される規格も契約上の条件明示として取り扱われることに留意【契約約款第1条及び土木工事共通仕様書第1編第1章 1-1-1-2】</p> </div>	<p>(1) - 1 設計図書の不一致に関する事例</p> <p>【変更事例】 受注者の工事着手前における設計図書の照査段階において、構造一般図に防護柵が明示されていたが、その詳細図がなく、工事数量総括表にも数量・規格が計上されていないことが明らかとなった。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>Point 受注者における工事着手前の設計図書の照査が有効となった事例であり、積算段階での発注者の数量計算書から工事数量総括表への転記ミスが原因と考えられる。 なお、条件明示については、特記仕様書、図面等での明示も可能であるが、本事例に関連して、工事数量総括表に明示される規格も契約上の条件明示として取り扱われることに留意【契約約款第1条及び土木工事共通仕様書第1編第1章 1-1-2】</p> </div>

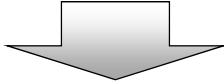
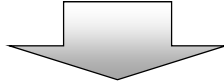
設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P26	<p>(3) - 2 工事調整に関する事例</p> <p>【変更事例】 現道拡幅工事において、先行する道路占用工事（ガス、電話、下水道等）が遅れ、工期の延長が必要となった。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>変更設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工条件明示書で先行工事との作業調整があることから、受発注者間の協議により、影響を受けた期間分の工期延長を行うものとして、設計変更を行った。【契約約款第 22 条】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>Point</p> <p>本事例や天候の不良、第三者による工事目的物に対する加害、天災などについては、受注者の責めに帰することができない理由によるものであり、この場合は受注者から発注者に対し、工期の延長を求めることが出来る。</p> </div>	<p>(3) - 2 工事調整に関する事例</p> <p>【変更事例】 現道拡幅工事において、先行する道路占用工事（ガス、電話、下水道等）が遅れ、工期の延長が必要となった。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>変更設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工条件明示書で先行工事との作業調整があることから、受発注者間の協議により、影響を受けた期間分の工期延長を行うものとして、設計変更を行った。【契約約款第 21 条】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>Point</p> <p>本事例や天候の不良、第三者による工事目的物に対する加害、天災などについては、受注者の責めに帰することができない理由によるものであり、この場合は受注者から発注者に対し、工期の延長を求めることが出来る。</p> </div>

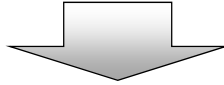
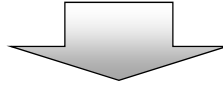
設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P58	<p>(12) - 1 天災等による一時中止等に関する事例</p> <p>【変更事例】 予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると 当初工期内で完了出来ないため、工期延長を行った。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>変更設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の延長して変更契約を行った。【契約約款第 22 条】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>Point</p> <p>河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。受注者の請求による場合、例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることが示されていない。</p> </div>	<p>(12) - 1 天災等による一時中止等に関する事例</p> <p>【変更事例】 予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると 当初工期内で完了出来ないため、工期延長を行った。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>変更設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の延長して変更契約を行った。【契約約款第 21 条】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>Point</p> <p>河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。受注者の請求による場合、例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることが示されていない。</p> </div>

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P59	<p>(12) - 2 天災等による一時中止等に関する事例</p> <p>【変更事例】 大雨洪水災害が発生し、別途災害復旧工事が発注されたため、復旧工事の期間の工事を中止した。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>変更設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧工事により通行が不可能となる期間を追加して変更契約を行った。 <p style="text-align: right;">【契約約款第 22 条】</p> </div> <div style="border: 2px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>Point</p> <p>受注者の請求による工期の無償延長に関する事例となる。受注者が定められた工期内に工事を完成すべき義務を負うのは当然であるが、天候の不良や天災等、受注者の責めに帰することが出来ない理由、その他により工期内に工事を完成することが出来ないときは、無償延長が認められる。なお、この場合の工期変更の手続きは契約約款第 24 条によることとなる。</p> </div>	<p>(12) - 2 天災等による一時中止等に関する事例</p> <p>【変更事例】 大雨洪水災害が発生し、別途災害復旧工事が発注されたため、復旧工事の期間の工事を中止した。</p> <p>設計での仕様・施工条件</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>変更設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧工事により通行が不可能となる期間を追加して変更契約を行った。 <p style="text-align: right;">【契約約款第 21 条】</p> </div> <div style="border: 2px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>Point</p> <p>受注者の請求による工期の無償延長に関する事例となる。受注者が定められた工期内に工事を完成すべき義務を負うのは当然であるが、天候の不良や天災等、受注者の責めに帰することが出来ない理由、その他により工期内に工事を完成することが出来ないときは、無償延長が認められる。なお、この場合の工期変更の手続きは契約約款第 23 条によることとなる。</p> </div>

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P65	<p>(3) - 1 工事調整に関する事例</p> <p>【事 例】 機械設備工事において同一現場内の外構工事の契約成立の遅れに伴い、関連する部分の工事（屋外設備工事等）が施工できなかったため、受注者からの請求を受けて工期延長の設計変更を行った。</p> <p>設計変更に係る考え方</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>変更設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受発注者間の協議により、影響を受けた期間分の工期延長を行うものとして、設計変更を行った。 <p style="text-align: right;">【契約約款第 22 条】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>Point</p> <p>建築工事は、同一現場内で密接に関連した複数の工事があることが多く、一部の工事の契約が成立しないことで、他の契約済みの工事の施工ができなくなる場合があります。発注者は、他の契約済みの工事の施工に影響が出ないように発注手続きを実施する必要がありますが、不調等により契約が遅れてしまう場合があります。このような場合は、受注者の責めに帰することができない理由によるものであり、受注者から発注者に対し、工期の延長を求めることができます。</p> </div>	<p>(3) - 1 工事調整に関する事例</p> <p>【事 例】 機械設備工事において同一現場内の外構工事の契約成立の遅れに伴い、関連する部分の工事（屋外設備工事等）が施工できなかったため、受注者からの請求を受けて工期延長の設計変更を行った。</p> <p>設計変更に係る考え方</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>変更設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受発注者間の協議により、影響を受けた期間分の工期延長を行うものとして、設計変更を行った。 <p style="text-align: right;">【契約約款第 21 条】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>Point</p> <p>建築工事は、同一現場内で密接に関連した複数の工事があることが多く、一部の工事の契約が成立しないことで、他の契約済みの工事の施工ができなくなる場合があります。発注者は、他の契約済みの工事の施工に影響が出ないように発注手続きを実施する必要がありますが、不調等により契約が遅れてしまう場合があります。このような場合は、受注者の責めに帰することができない理由によるものであり、受注者から発注者に対し、工期の延長を求めることができます。</p> </div>

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
P84	<p>11. 参考資料</p> <p>[資料1] 神奈川県公共工事標準請負契約約款 (抜粋)</p> <p>[資料2] 神奈川県土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 (抜粋)</p> <p>[資料3] 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 1章 各章共通事項 1節共通事項 (抜粋)</p> <p>[資料4] 設計図書の照査項目及び内容 (参考例)</p>	<p>11. 参考資料</p> <p>[資料1] 神奈川県公共工事標準請負契約約款 (全文)</p> <p>[資料2] 神奈川県土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 (抜粋)</p> <p>(新設)</p> <p>[資料3] 設計図書の照査項目及び内容 (参考例)</p>

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
<p>資料1 参1-1</p> <p>参1-2</p>	<p style="text-align: right;">資料 1</p> <p>神奈川県公共工事標準請負契約約款の抜粋</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、<u>設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）</u>に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために<u>必要な一切の手段</u>（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に<u>特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</u></p> <p>5 この約款に定める<u>催告、</u>請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、<u>書面により行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">～～～ 中 略 ～～～</p> <p>第21条 発注者は、<u>工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></p> <p>(受注者の請求による工期の延長)</p> <p>第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(発注者の請求による工期の短縮等)</p> <p>第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p style="text-align: right;">資料 1</p> <p>神奈川県公共工事標準請負契約約款の抜粋</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、<u>設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）</u>に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために<u>必要な一切の手段</u>（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に<u>特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</u></p> <p>5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、<u>書面により行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">～～～ 中 略 ～～～</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(受注者の請求による工期の延長)</p> <p>第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(発注者の請求による工期の短縮等)</p> <p>第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
参1-3	<p>(工期の変更方法)</p> <p>第24条 <u>工期の変更</u>については、<u>発注者と受注者とが協議</u>して定める。ただし、協議開始の日から⑭日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から⑦日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第25条 <u>請負代金額の変更</u>については、<u>発注者と受注者とが協議</u>して定める。ただし、協議開始の日から⑭日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から⑦日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p>	<p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 <u>工期の変更</u>については、<u>発注者と受注者とが協議</u>して定める。ただし、協議開始の日から⑭日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から⑦日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第24条 <u>請負代金額の変更</u>については、<u>発注者と受注者とが協議</u>して定める。ただし、協議開始の日から⑭日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から⑦日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p>

頁	新	旧
資料2	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">資料2</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">神奈川県土木工事共通仕様書</div> <h3 style="text-align: center;">神奈川県土木工事共通仕様書</h3> <p>工検第314号 昭和45年4月1日</p> <p>工検第559号 昭和51年12月1日 改正</p> <p>工検第523号 昭和54年4月1日 改正</p> <p>工検第726号 昭和55年2月1日 改正</p> <p>工検第98号 昭和55年8月1日 改正</p> <p>検指第44号 昭和59年4月1日 改正</p> <p>検指第460号 昭和63年4月1日 改正</p> <p>検指第220号 平成7年4月1日 改正</p> <p>検指第333号 平成11年4月1日 改正</p> <p>技管第136号 改正 平成16年4月1日 改正</p> <p>技管第67号 改正 平成24年8月1日 改正</p> <p>技管第203号 改正 平成28年4月1日 改正</p> <p>技管第1242号 改正 令和2年8月1日 改正</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">資料2</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">神奈川県土木工事共通仕様書</div> <h3 style="text-align: center;">神奈川県土木工事共通仕様書</h3> <p>工検第314号 昭和45年4月1日</p> <p>工検第559号 昭和51年12月1日 改正</p> <p>工検第523号 昭和54年4月1日 改正</p> <p>工検第726号 昭和55年2月1日 改正</p> <p>工検第98号 昭和55年8月1日 改正</p> <p>検指第44号 昭和59年4月1日 改正</p> <p>検指第460号 昭和63年4月1日 改正</p> <p>検指第220号 平成7年4月1日 改正</p> <p>検指第333号 平成11年4月1日 改正</p> <p>技管第136号 改正 平成16年4月1日 改正</p> <p>技管第67号 改正 平成24年8月1日 改正</p> <p>技管第203号 改正 平成28年4月1日 改正</p> <p style="text-align: center; color: red;">(新設)</p>

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧
資料3	<div data-bbox="1308 422 1397 457" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">資料3</div> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">公共建築工事標準仕様書（建築工事編）</p> <p style="text-align: center;">平成 31 年版</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">平成 31 年 3 月 26 日 国営建技第 9 号 平成 31 年 4 月 25 日 国営建技第 1 号 最終改定 令和 2 年 6 月 9 日 国営建技第 2 号</p> <div data-bbox="546 1587 1377 1812" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 100px;"> <p>この標準仕様書は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。また、この標準仕様書は、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議の決定に基づく統一基準です。</p> <p>利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (http://www.mlit.go.jp/link.html) をご確認ください。</p> <p style="text-align: right;">国土交通省大臣官房官庁営繕部</p> </div>	<div data-bbox="2110 1031 2228 1066" style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(新設)</div>

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新				旧				
資料4 参4-1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">資料4</div> 設計図書の照査項目及び内容 [参考例] <small>国土交通省 土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)から抜粋</small>				<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">資料3</div> 設計図書の照査項目及び内容 [参考例] <small>国土交通省 土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)から抜粋</small>				
	No.	項目	主な内容		根拠 (文献・条文等)	No.	項目	主な内容	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	施工条件明示書における明示事項に不足がないかの確認	契約書第 18条第 1 ~ 3項	1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	施工条件明示書における明示事項に不足がないかの確認	契約書第 18条第 1 ~ 3項
		1-2	施工条件明示書における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	契約書第 18条第4項			1-2	施工条件明示書における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	契約書第 18条第4項
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか	R02 共通仕様書第 3編 3-2-10-7水替工	2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか	H23 共通仕様書第 3編 2-10-7水替工
		2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	R02 共通仕様書第 3編 3-2-10-8地下水位低下工			2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	H23 共通仕様書第 3編 2-10-8地下水位低下工
		2-3	浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか	R02 共通仕様書第 4編 4-2-3-1一般事項 (5編 5-4-3-1及び5-4-4-1にも同文)			2-3	浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか	H23 共通仕様書第 6編 2-2-1一般事項 (7編 4-2-1及び 4-3-1にも同文)
		2-4	地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認	工事施工対策部会			2-4	地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認	工事施工対策部会
		2-5	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認 (圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等)	工事施工対策部会			2-5	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認 (圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等)	工事施工対策部会
		2-6	測量成果報告書 (平面、横断、縦断) は整理されているかの確認	工事施工対策部会			2-6	測量成果報告書 (平面、横断、縦断) は整理されているかの確認	工事施工対策部会
		2-7	共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認	工事施工対策部会			2-7	共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-8	設計計算書等 (構造物 (指定仮設含む)、隣接工区等含む) はあるかの確認	工事施工対策部会			2-8	設計計算書等 (構造物 (指定仮設含む)、隣接工区等含む) はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-9	施工条件明示書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認	工事施工対策部会			2-9	施工条件明示書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-10	地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認	工事施工対策部会			2-10	地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認	工事施工対策部会
		2-11	地下占有物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面 (平面、横断、深さ等) 等関連資料があるか	工事施工対策部会			2-11	地下占有物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面 (平面、横断、深さ等) 等関連資料があるか	工事施工対策部会
		2-12	設計成果物等 (報告書等) の貸与資料 (電子データを含む) に不足がないか、追加事項があるかの確認	工事施工対策部会			2-12	設計成果物等 (報告書等) の貸与資料 (電子データを含む) に不足がないか、追加事項があるかの確認	工事施工対策部会
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標 (仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか	R02 共通仕様書第 1編 1-1-37 工事測量 1.	3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標 (仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか	H23 共通仕様書第 1編 1-1-37 工事測量 1.
		3-2	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか	R02 共通仕様書第 1編 2-3-1一般事項			3-2	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか	H23 共通仕様書第 1編 2-3-1一般事項

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新				旧			
資料4 参4-2	3	現地踏査	3-3 周辺地域の地下水利用状況等から、作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか	R02共通仕様書第3編 3-2-4-5場所打杭工	3	現地踏査	3-3 周辺地域の地下水利用状況等から、作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか	H23共通仕様書第3編 2-4-5場所打杭工
			3-4 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか	R02共通仕様書第3編 3-2-10-5土留・仮締切工			3-4 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか	H23共通仕様書第3編 2-10-5土留・仮締切工
			3-5 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか	R02共通仕様書第3編 3-2-10-19防護施設工			3-5 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか	H23共通仕様書第3編 2-10-19防護施設工
			3-6 砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか	R02共通仕様書第1編 1-2-3-3盛土工			3-6 砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか	H23共通仕様書第1編 2-3-3盛土工
			3-7 施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか	R02共通仕様書第3編 3-2-17-3樹木・芝生管理工			3-7 施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか	H23共通仕様書第6編 8-12-3樹木・芝生管理工 (第3編 2-17-3及び第10編 14-213にも同文)
			3-8 境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか	R02共通仕様書第8編 8-2-12-3境界工			3-8 境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか	H23共通仕様書第10編 2-12-3境界工
			3-9 トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか	R02共通仕様書 第8編 6章第1節適用			3-9 トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか	H23共通仕様書第10編 6章第1節適用
			3-10 道路管理台帳及び占有者との現地確認をしたか	R02共通仕様書 第8編 8-9-3-1一般事項 2.(第8編 8-10-5-1にも同文)			3-10 道路管理台帳及び占有者との現地確認をしたか	H23共通仕様書 第10編 10-5-1一般事項 2.(第10編 11-5-1にも同文)
			3-11 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか	R02共通仕様書第8編 8-3-1一般事項2.(第8編 10-5-1,8-11-5-1にも同文)			3-11 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか	H23共通仕様書第10編 10-5-1一般事項 2.(第10編 11-5-1にも同文)
			3-12 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか	R02共通仕様書第8編 8-12-5-1一般事項			3-12 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか	H23共通仕様書第10編 12-5-1一般事項
			3-13 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか	R02共通仕様書第8編 8-16-24-4RC橋脚鋼板巻立て工			3-13 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか	H23共通仕様書第10編 16-24-4RC橋脚鋼板巻立て工
			3-14 漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水個所とに不整合がないか施工前に確認したか	R02共通仕様書第8編 8-14-18-4漏水対策工			3-14 漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水個所とに不整合がないか施工前に確認したか	H23共通仕様書第10編 14-18-4漏水対策工
			3-15 地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、わき水、地下水など）が整合するかの確認	工事施工対策部会			3-15 地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、わき水、地下水など）が整合するかの確認	工事施工対策部会
			3-16 使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか	工事施工対策部会			3-16 使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか	工事施工対策部会

設計変更ガイドライン（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新				旧			
資料4 参4-3	3	現地踏査	3-17 土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか	国土交通省通達（土石流の到達するおそれのある現場での工事における安全対策について）	3	現地踏査	3-17 土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか	国土交通省通達（土石流の到達するおそれのある現場での工事における安全対策について）
			3-18 アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか	R02共通仕様書第 3編 3-2-14-6 アンカー工			3-18 アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか	H23共通仕様書第 10編 1-5-6 アンカー工（第3編 2-14-6にも同文）
			3-19 周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか	R02共通仕様書第 3編 3-2-10-5土留・仮締切工			3-19 周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか	H23共通仕様書第 3編 2-10-5土留・仮締切工
	4	設計図	4-1 桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか	R02共通仕様書第 3編 3-2-12-3桁製作工	4	設計図	4-1 桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか	H23共通仕様書第 3編 2-12-3桁製作工
			4-2 施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか	R02共通仕様書第 1編 1-3-7-1一般事項			4-2 施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか	H23共通仕様書第 1編 3-7-1一般事項
			4-3 一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）	工事施工対策部会			4-3 一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）	工事施工対策部会
			4-4 平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）	工事施工対策部会			4-4 平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）	工事施工対策部会
			4-5 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認	工事施工対策部会			4-5 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認	工事施工対策部会
			4-6 構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認	工事施工対策部会			4-6 構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認	工事施工対策部会
			4-7 図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）	工事施工対策部会			4-7 図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）	工事施工対策部会
			4-8 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認	工事施工対策部会			4-8 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認	工事施工対策部会
			4-9 各設計図がお互いに整合されているかの確認・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図）・構造図と配筋図・構造図と仮設図・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等）・本体と付属物の取り合い等	工事施工対策部会			4-9 各設計図がお互いに整合されているかの確認・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図）・構造図と配筋図・構造図と仮設図・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等）・本体と付属物の取り合い等	工事施工対策部会
			4-10 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか）・壁厚・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置）・使用材料・その他	工事施工対策部会			4-10 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか）・壁厚・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置）・使用材料・その他	工事施工対策部会
			4-11 形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認	工事施工対策部会			4-11 形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認	工事施工対策部会
			4-12 地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認	工事施工対策部会			4-12 地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認	工事施工対策部会